（２）取締役会

業務執行の意思決定	業務執行	代表
取締役会 （362 条 2 項 1 号）	代表取締役 （363 条 1 項 1 号）	代表取締役 （349 条 1 項ただし書き、4 項）

・取締役会の専決事項：362 条４項　　cf. 348 条 3 項　と比較

362 条
４　取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
一　**重要な財産の処分及び譲受け**
二　**多額の借財**
三　支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
四　支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
（五号以下省略）

＊「重要な財産の処分」（１号）の「処分」には、**売却、債権の譲渡、出資、貸与、担保としての提供、債権の放棄、債務の免除**などが該当する。

論文試験問題で、たとえば、「甲会社が保有する乙**株式の譲渡**を行った」。「**子会社株式の譲渡**を行った。」とあれば
↓
362 条 4 項 1 号の「処分」にあたるので、「重要」の要件を満たすかを考える。

＊「重要な財産の譲受け」（１号）の「譲受け」とは、社債の引受け、**設備投資の多く**が該当する。

＊「多額の借財」（２号）の「借財」とは、銀行融資等の**借入**、約束手形の振出し、為替手形の引受けなど。債務**保証**も東京高判 11 年 1 月 27 日は「多額の借財」にあたると認めている。

論文試験問題で、たとえば、「甲社が**借入**した。」「甲社が乙社の債務を**保証**した。」とあれば

↓

362 条 4 項２号の「借財」にあたるので、「多額」の要件を満たすかを考える。

（論点） 362条４項１号の「重要」の意義（判断基準）

「重要な財産の処分及び譲受け」（362 条 4 項 1 号）の決定は必ず取締役会によらなければならない。しかし本問では、取締役会決議によらず〇〇がなされている。そこで，本問の〇〇が重要な財産の処分いえるか、「重要」の意義が問題となる。

同条項号が取締役会決議を要求した趣旨は，これらの決定は会社に重大な影響を及ぼすので，合議体で慎重に判断させるのが妥当だからである。そして，会社に重大な影響を及ぼすかどうかは個々の会社毎に区々であるから画一的には判断できない。したがって，重要な財産の処分に該当するかどうかは、**当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来の取扱いの事情を総合的に考慮して判断すべき**と解する。

これを本問にあてはめると、……

＊最判平成 6・1・20 の立場である。

＜問題提起の書き方①＞

A：**「法は、〇〇と規定している。しかし本問では、〇〇はない。そこで、……が問題となる。」**

B：**「本問では、……。そこで、……が問題となる。」**

＊「そこで、……が問題となる。の部分の多くは「論点名」が入る。そこで、論証を覚える際には、論点名も覚えるべきである。

［問題］が
上記〇〇を行うには，取締役会決議が必要か論じなさい。

であれば，**オウム返し**の**問題提起**も有効となる。←**＜問題提起の書き方③＞**

注：＜問題提起の書き方②＞は後述。

（例）取締役会決議が必要かどうかは、上記〇〇が重要な財産の処分（362 条 4 項 1 号）にあたるかによる。

＜注＞・**「処分行為の態様」**＝会社の事業のため通常行われる取引かどうか等

・実務上、**取締役会規則（内規）**により、たとえば、「〇〇円以上の△の譲渡（売却）であれば取締役会の決議を要する」と定められていることが多い。このことが**「会社における従来の取扱い」**のあてはめで使える事情である。

参考あてはめ：最判平成 6・1・20

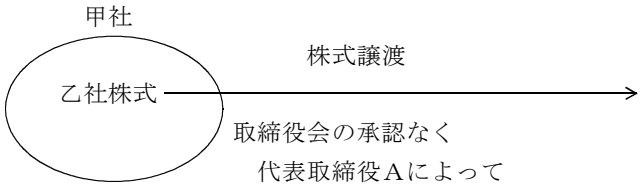

甲社、内紛状態（Ａ対Ｂ）　　乙社＝非公開会社
甲社関連会社

本件株式の帳簿価額は 7800 万円で、これは上告人の前記総資産 47 億 8640 万円余の約 1．6 パーセントに相当し、本件株式はその適正時価が把握し難くその代価いかんによっては上告人の資産及び損益に著しい影響を与え得るものであり、しかも、本件株式の譲渡は上告人の営業のため通常行われる取引に属さないのであるから、これらの事情からすると、原判決の挙示する理由をもって、**本件株式の譲渡**は同号にいう**重要な財産の処分に当たらないとすることはできない**。……。その保有株式の譲渡については少額のものでも取締役会がその可否を決してきたものとみることもできる。

＜注＞実務では、総資産の１％を超える財産の処分を「重要な」財産の処分と考える立場もあるが、判例は上記の通り、1.6 ％ということのみを判断要素としたわけではない。

（論点） 362条4項2号の「多額」の意義

「多額の借財」（362 条 4 項 2 号）の決定は必ず取締役会によらなければならない。しかし本問では、取締役会決議によらず○○がなされている。そこで、本問の○○が多額の借財といえるか、「多額」の意義が問題となる。

同条項号が取締役会決議を要求した趣旨は，これらの決定は会社に重大な影響を及ぼすので，合議体で慎重に判断させるのが妥当だからである。そして，会社に重大な影響を及ぼすかどうかは個々の会社毎に区々であるから画一的には判断できない。したがって，多額の借財に該当するかは、**当該借財の額、その会社の資産・経常利益等に占める割合，借財の目的及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべき**と解する。

これを本問にあてはめると、……

＊東京地判平成９・３・17